

広島県告示第三百九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十一年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	独立行政法人労働者健康安全機構中国労働病院
所在地	呉市広多賀谷一丁目五番一号
効力を有する期限	平成三四年四月三日
備考	更新